

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第26号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護  
保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規則の一  
部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規則（令和2年小牧市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「、令和2年2月1日」を「、令和3年4月1日」に改める。

第4条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表200万円以下の項及び200万円を超える額の項中「200万円」の次に「（令和3年度分については、210万円）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、新規則第2条に規定する令和2年度分及び令和3年度分の保険料の額の減免について適用し、改正前の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規則第2条に規定する令和元年度分及び令和2年度分の保険料の額の減免については、なお従前の例による。